

一般社団法人日本遺伝子細胞治療学会 「認定医」制度細則

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、一般社団法人日本遺伝子細胞治療学会（以下「本会」という。）認定制度規則に基づき、認定医制度（以下「本制度」という。）の運営等の方針に関する事項を定め、本制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 認定医資格の認定申請に必要な条件

（申請条件）

第2条 本会認定制度委員会（以下「認定制度委員会」という。）に日本遺伝子細胞治療学会認定医（以下「認定医」という。）資格の認定の申請を行う者は、次の資格、要件を全てそなえていなければならない。

- （1）日本国の医師免許または、歯科医師免許を有すること
- （2）申請時において本会（任意団体時を含む。）に継続して24か月以上属しており、会費を完納していること
- （3）遺伝子・細胞治療等に関する臨床・研究経験を有し、以下のいずれかに該当する実績が、認定制度委員会により妥当と判断されたこと
 - ① 遺伝子・細胞治療等の臨床研究または治験に代表者（責任医師・歯科医師）あるいは分担者（分担医師・歯科医師）として関わった経験を有すること
 - ② 認定申請時より起算して過去36か月間の本会学術集会における筆頭演者としての発表経験を有すること
 - ③ 遺伝子・細胞治療等に関する査読通過論文を3報以上有し、うち1報以上において筆頭著者あるいは責任著者であること
- （4）認定申請時より起算して過去24か月間に1回以上本会学術集会に参加していること
- （5）認定申請時より起算して過去24か月間に1回以上本会が主催する講習会に出席していること
- （6）広告する場合には医療広告ガイドラインに抵触しない広告を掲載すること、その他、医療法に準拠していること。なお、申請者が申請に先立って医療広告ガイドラインに抵触する広告を行っていた事実が認められるなど、医療法に抵触する行為が認められた場合、認定制度委員会は、その裁量により、申請者が本項の要件を満たしていないものと判断することができる。

(申請条件に関わる特例措置)

第3条 2022年4月1日から2026年3月31日までの本制度にかかる認定医の申請については、制度導入の移行期間として、資格認定に要する以下の資格、要件を全てそなえていなければならない。

- (1) 日本国の医師免許または、歯科医師免許を有すること
- (2) 申請時に本会の会員であり、会費を完納していること
- (3) 遺伝子・細胞治療等に関する臨床・研究経験を有し、以下のいずれかに該当する実績が、認定制度委員会により妥当と判断されたこと
 - ① 遺伝子・細胞治療等の臨床研究または治験に代表者（責任医師・歯科医師）あるいは分担者（分担医師・歯科医師）として関わった経験を有すること
 - ② 認定申請時より起算して過去36か月間の本会が主催する学術集会における筆頭演者としての発表経験を有すること
 - ③ 遺伝子・細胞治療等に関する査読通過論文を3報以上有し、うち1報以上において筆頭著者あるいは責任著者であること
 - ④ 本会の評議員あるいは名誉会員であり、更に本会が主催する学術集会に過去1回以上参加し、かつ筆頭・共同演者を問わず研究成果を1回以上発表していること
 - ⑤ 認定申請時より起算して過去24か月間に1回以上、本会が主催する講習会に参加していること

第3章 認定医資格の更新申請に必要な条件

(更新申請条件)

第4条 認定医認定の更新の申請を行う者は、以下の資格、要件を全てそなえていなければならない。認定医の更新は認定日から3年ごとに受けなければならない、期間の経過によって、失効するものとする。

- (1) 日本国の医師免許または、歯科医師免許を有すること
- (2) 申請時に本会の会員であり、会費を完納していること
- (3) 申請時に認定医の資格を有し、資格取得または、前回更新から36か月以内であること
- (4) 資格認定日から更新申請時、2回目以降の更新申請においては直近の更新日から更新申請時まで1回以上本会が主催する学術集会に参加していること
- (5) 資格認定日から更新申請時、2回目以降の更新申請においては直近の更新日から更新申請時まで、以下のいずれかに出席していること
 - ① 本会が主催する講習会に1回以上
 - ② 本会が主催する学術集会会期中の指定されたJSGCT認定医セミナーに2回以上（附則5）

- (6) 広告する場合には医療広告ガイドラインに抵触しない広告を掲載すること、その他、医療法に準拠していること。なお、更新の申請者が申請に先立って医療広告ガイドラインに抵触する広告を行っていた事実が認められるなど、医療法に抵触する行為が認められた場合、認定制度委員会は、その裁量により、申請者が本項の要件を満たしていないものと判断することができる。

(更新の延長の特例)

- 第5条 前条の規定にかかわらず、特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために、認定医としての活動や自己学習ができない期間があり、更新申請が困難であった場合は、更新の延長を申請することができる。
- 2 前項の規定により認定医の更新の延長を希望する場合は、更新申請の代わりに、活動休止申請書（開始、終了期日を記載）と理由書を提出し、認定制度委員会の審査と承認を経ることにより認定医活動の休止が認められるものとし、休止期間中は前条第3号乃至第5号の規定は適用しない（休止期間中の期間を算入しない）ものとする。ただし、休止期間は認定医を呼称し、認定医としての活動をする事はできない。
- 3 認定医活動休止期間の解除、終了は、認定制度委員会への申請と承認が必要であり、認定制度委員会の承認をもって、認定医としての活動が再開できる。

(資格失効後の復活の特例)

- 第6条 正当な理由により規定の更新単位を満たせず、認定医資格の更新ができなかった場合には、認定制度委員会に理由書を提出し、審査と承認を得なければならない。認定制度委員会での審査、承認において、正当な理由があると認められた場合は、失効後1年以内に更新基準を満たすことで認定医資格を復活することができる（失効後復活までの期間は前条第2項但書と同様とする。）。
- 2 第4条及び前項の規定にかかわらず、2025年4月1日から2028年3月31日までの更新申請については、更新制度導入の移行期間として、第4条の規定により認定医資格が失効した場合であっても、失効後1年以内に更新基準をみたすことで認定医資格を復活することができる。
- 3 前項の場合、失効後1年以内の認定医資格復活までの期間は、第1条括弧書の規定にかかわらず、認定医として取り扱うものとする。ただし、3年の更新期間については、資格復活時からではなく、本来の更新期間満了日より起算する。

第4章 申請のための提出書類

(認定申請時の必要書類・情報)

- 第7条 認定医資格認定の申請に必要な情報は、認定申請用に設定されたweb入力システムにより電子的に提出するものとする。なお、申請に必要な情報はこの細則第2条及び第3

条に基づくものとする。

第5章 審査料および登録料

(審査料)

第8条 審査料は次のとおりとする。

- (1) 認定審査料 20,000円
- (2) 認定更新審査料 10,000円

(審査料の返還)

第9条 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還することまたは翌年度以降に繰り越すことはできない。

(登録料)

第10条 登録料は次のとおりとする。

- (1) 認定登録料 30,000円
- (2) 認定更新登録料 更新登録料は不要

(登録料の返還)

第11条 既納の登録料は、いかなる理由があっても返還することまたは翌年度以降に繰り越すことはできない。

第6章 申請の時期および申請先

(申請期間等の公示)

第12条 認定制度委員会は、認定医の認定および更新を申請する時期、その他について、遅くとも実施の2ヶ月前に公示する。

(審査の期限)

第13条 原則として、全ての審査は年度内に完了する。

第7章 雑則

(改廃)

第14条 本細則は、理事会の決議を経なければ改正、もしくは廃止することができない。

附則

1. 本細則は、2022年10月18日より施行する。
2. 本細則は、2023年1月30日より施行する。
3. 2023年6月13日改訂
4. 本細則は、2024年4月1日より施行する。
5. JSGCT認定医セミナーは60分以上とし、本会学術集会開催中に最低2回開催する。
6. 本細則は、2024年12月9日より施行する。
7. 本細則は、2025年6月23日より施行する。